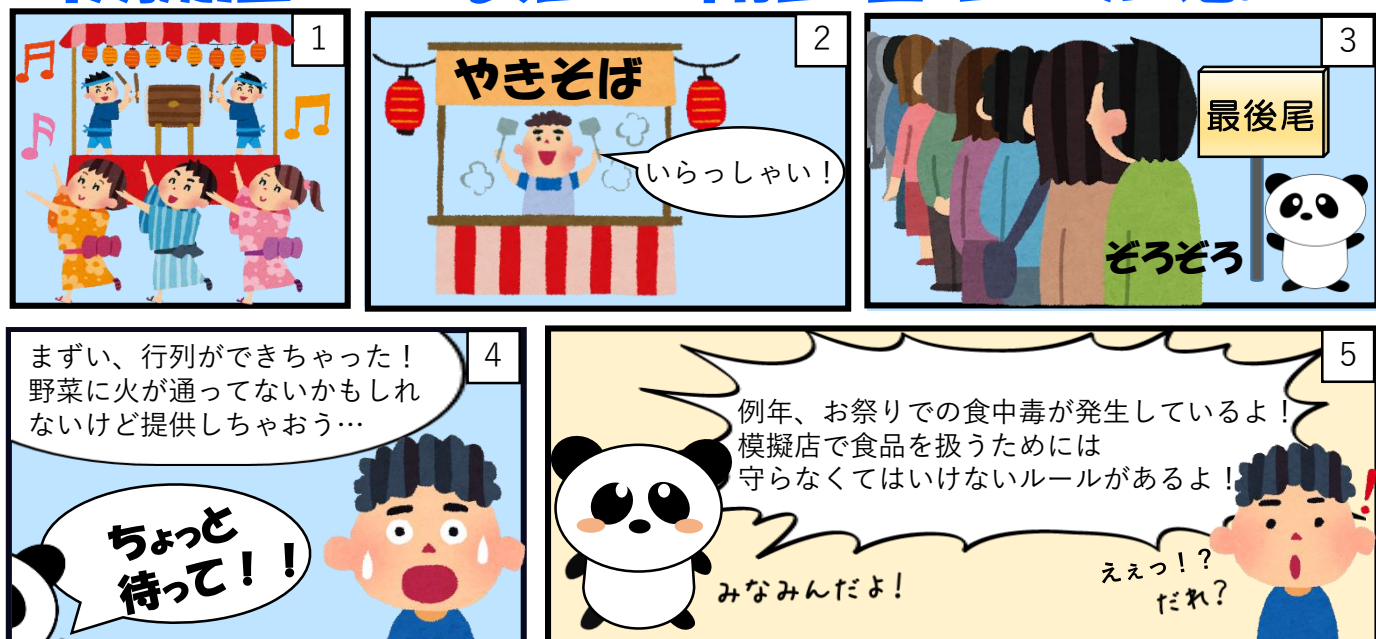


お祭り、学園祭、バザー等 模擬店での食品の衛生管理に注意！



食品を提供するなら保健所に相談しよう

食品を調理して販売する場合、原則営業許可を取得する必要があります。ただし、施設主催のお祭りや学園祭、盆踊り等の行事で、一定の要件を満たす場合に限り、模擬店の出店が可能です。

行事の要件

- 営利目的ではない行事であること
- 特定多数の人を対象とする行事であること

必要な手続き

- 取扱食品や施設要件等について保健所に事前に相談する
- 主催者は「模擬店実施届」を提出する

住民祭や産業祭等の不特定多数の人が参加する行事では、要件や届出書類が異なります。保健所にお問い合わせください。

裏面で施設・設備や注意点についてチェック！→

南多摩保健所のホームページでもご案内しています

南多摩保健所 臨時出店

検索



南多摩保健所
健康づくりキャラクター
『みなみん』

必要な施設・設備や注意点



😊 取り扱いできる

- 提供する直前に加熱するものの販売
- 1施設につき1品目の調理品を販売
- 許可施設で製造・包装され、食品表示があるものを販売

😞 取り扱いできない

- ✕ 刺身、生肉、生卵の販売
- ✕ 生クリーム、牛乳等、法律で保存基準があるものの販売
- ✕ 提供直前に加熱工程がないものの販売
(冷やしフルーツ、冷やし野菜等)



注意点

- 仕込みは、**当日**に許可施設等の**衛生的な場所**で行う
(前日調理やテント内、自宅で仕込みをしない)
- 体調の悪いときは、調理をしない、食品に触れない
- 手洗い、手指の消毒をこまめに行う
- 調理、盛り付けは使い捨て手袋を着用する

